

意見書の提出期限・説明者について

※計画内容については下記の開発事業の構想に関する説明者に直接お問い合わせください。

●意見書の提出期限

次の期日までに開発事業の構想に関する意見を記載した意見書を開発事業者に提出することができます。(最終の説明会開催日の翌日から5日間)

年 月 日 () 消印有効

●開発事業の構想に関する説明者

(氏名)

(連絡先)

横浜市の所管課・お問合せ先について

※手続きについてご不明な点があれば、次のチェック欄が付いている部署までお問い合わせください。

	担当課	エリア別	電話番号
<input type="checkbox"/>	建築局 宅地審査課	北部 (緑・青葉・都筑)	045-671-4515
<input type="checkbox"/>	〃	西部 (南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)	045-671-4516
<input type="checkbox"/>	〃	南部 (港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	045-671-4517
<input type="checkbox"/>	〃	東部 (鶴見・神奈川・西・中・港北)	045-671-4518
<input type="checkbox"/>	建築局 調整区域課	調整区域全域	045-671-4521
<input type="checkbox"/>	建築局 情報相談課	市域全域 (開発行為とならない 大規模な共同住宅の建築)	045-671-2350